

会議記録用紙

会議名	平成 21 年度第 3 回西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会		
日時	平成 22 年 2 月 13 日 (土) 10 時 ~ 11 時 30 分	場所	西宮市役所東館 802 会議室
出席者	委員：中川会長、黒木副会長、能島委員、川東委員、米田委員		
	事務局：田村企画総括室長、津田参画・協働推進グループ長、武林参画・協働推進グループ主事、		
	笠原参画・協働推進グループ主事		
内 容			
<p>《式次第》</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 審議事項</p> <p> 議題 傍聴に関する取扱いについて</p> <p> 議題 評価方法の確認について</p> <p> 議題 平成 21 年度の参画と協働の取り組みについて</p> <p> 議題 平成 22 年度の参画と協働の取り組みについて</p> <p>4. その他</p> <p>5. 事務連絡</p> <p>6. 閉会</p> <p>1. 開会 (津田 G 長)</p> <p>皆さん、おはようございます。 参画・協働推進 G の津田でございます。 本日は、ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただき有難うございます。 ただ今から、西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会の第 3 回目の会議を開催いたします。 本日の日程につきましては、先日送付いたしました次第のとおりとなっております。なお、本日は梶委員及び米山委員より欠席の届けが出ております。よろしくお願いたします。 それでは中川会長、委員会の進行をよろしくお願いたします。</p> <p>2. 会長挨拶 (中川会長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p>			

時間を節約して、早速審議に入ります。

3. 審議事項

議題 傍聴に関する取扱いについて

今日は傍聴者はなしということです。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

議題 評価方法の確認について

(中川会長)

議題 評価方法の確認について、事務局から説明していただきます。

(津田G長)

それでは、議題 の評価方法の確認ということで、お手元に評価委員会の議題についての説明という資料を置かせて頂いております。ご参照ください。

1. 第1回評価委員会における方針決定の確認について、第1回の評価委員会の際に、委員の皆様から評価について一定の方向性が出されていまして、これを念のために確認させていただきます。

意見提出手続(パブリックコメント)が適正に実施されたかということで、パブコメが単に意見を出させただけになっていないか評価する必要があるだろうということでした。

政策提案手続、政策公募手続については0件でも評価対象にするという方向性になっていました。

協働事業提案について、現段階においては平成21年度に実施した「協働事業提案手続」により提案のあった事業について評価します。第1回では7事業ということでしたが、現在は12事業になりました。そのなかで1事業取り下げになりましたが、それらを実評価することでした。

附属機関等については、公募のあり方、透明性の確保、氏名、職業等の公表について評価する必要があるだろうと思います。

今回はこれらの確認と、新年度に入ってすぐ評価を実施していただけることを踏まえまして、帳票的なものをこちらでたたき台を作成しましたので、ご意見やご質問を頂けたらと思います。

まず参画手続の評価について「参画手続実施状況評価票」という資料をご覧ください。「参画手続実施状況評価票」については、参画手続、主に意見提出手続ということになりますが、この評価票は先進都市のものを確認しながら、西宮市バージョンで作成しました。基本的にはシートについては所管課がまず記入を行い、次に事務局が評価委員の皆様のコメントをとりまとめます。来年度の第1回評価委員会の際にどのようなコメントをするのか議論していただけたらと思います。それにつきましては、先日お送りいたしました資料で、同じような用紙にチェックが入ったものがありますので、それをご覧ください。「参画手続実施状況評価票」で「山手幹線(熊野工区)」と書いています。これは、担当課である道路建設グループに記入例を作成してもらいました。意見提出期間、周知方法、意見を出しやすい資料作成への配慮などの項目

にチェックを入れ、意見の取り扱いについては意見を反映し修正した件数、案を修正しなかった件数、その他という欄に件数を記入し、あとは結果公表日などを記入する形になっています。

そして、次をめくっていただきますと、この意見提出手続の資料を付けております。その次には、意見に対する市の考え方を付けております。平成 21 年度では 12 件の意見提出手続を実施しております。また、用紙をめくっていただきますと今度は A4 の横長の用紙があります。これは意見提出手続の一覧表です。平成 21 年度については 12 件の意見提出手続を載せていますので、12 件分のシートと参考資料がついたものを年度当初に委員の皆様へ送付いたします。それをご確認いただき、評価委員会のコメント欄に委員としてコメントを入れていただくという形を考えております。

また、評価票に戻ります。意見提出手続以外の参画手続について、今回は無しということになっておりますが、それ以外の説明会を別途実施とかワークショップなど色々な手法を含めている場合には、ここにそういうことを記入してもらおうということになります。意見提出手続だけでなく、色々な手法を取り入れたかどうかということで参画の手法としてどうであったかということの評価していただけたらと考えております。

次の協働事業の評価については参画手続と同様に「協働事業提案評価票」のシートを作成しました。ただし、このシートについては、評価委員会で全部ご記入いただくように考えております。と言いますのも、本日お配りした資料、協働事業報告書では事業を実施した際に提案者側、受け手となった市側どちらもが記入しております。これをめくっていただきますと、今度は自己評価書というものがあり、一番上にある自己評価書は提案者からのもので、次が受け手となった文化振興グループの自己評価書、その次が都市計画グループの自己評価書という形で、3 者が協働事業の主体となっております。自己評価書と協働事業報告書を見ていただきながら、こちらの「協働事業提案評価票」に評価委員の皆さんが総合的な形の評価をしていただくために別途記入していただくという形を考えております。

また、本日お配りした資料で A3 の横長の資料についてですが、協働事業は全部で 12 事業の提案がありました。1 件取り下げがありましたので、現段階で 11 事業が審査対象になると考えております。この分につきましても年度が終わり、報告書が全部まとまった時点で評価書とともに委員の皆様へ送付いたします。それをもとに評価票を提出していただいたものを事務局で取りまとめて、第 1 回の評価委員会にご提示させていただくという流れで考えております。

なお、事前に副会長から依頼がありまして、追加資料としまして A4 の「パブリックコメントについて」の資料で平成 21 年度に実施した各意見提出手続の提出された意見の件数がバーになっておりましたので、それが分かるようにということで、平成 21 年度の状況が分かるものを急遽作成しました。

その次に、只今説明しましたのは、説明用の資料として置いております一枚者の資料で言うと、 、 、 について説明させていただきました。

その他の手法の評価について、政策提案手続、政策公募手続は現在 0 件ですが、どのように評価するか考えなければなりません。

そして附属機関等に関する評価についての取扱いについて、附属機関等は総務局が担当しております。現在、総務局が平成 14 年度に出した附属機関等に関する指針を改定しているところ

です。このことについては2月中には全庁的にきちんと改定したものを通知して、それから進めていく予定です。この辺の整理がきちんとなされていないのが現状です。

また、評価は委員の皆様にしていただくのですが、そのことについて個別の事業、意見提出手続の項目について評価していただくことになると思います。しかし公表という形になるとなかなか市民の皆さんが分かりにくいということもあるのではないかとということで、報告書のような形で、例えば参画についてはどうだったか、協働についてはどうだったか、あるいは他の項目ではどうだったかというように、総合的な評価と個別の評価を文章のような形で表していく必要があるのではないかと考えております。この件につきまして、皆様からご意見いただけましたら、対応をしていきたいと思っております。説明は以上です。

(中川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明は第1回評価委員会において方針決定をしましたよね。それをどうやって具体化するか。参画手続の評価について、協働事業の評価について、その他の手法の評価、そして附属機関等に関する評価についてですね。報告書を出すという方向でいいのではないかとということですが、これにつきまして何か意見、質問等ございましたら。

(黒木副会長)

パブリックコメントの周知方法について、素案を置いている各支所、市民サービスセンターは何ヶ所ありますか。

(武林主事)

支所は5ヶ所、サービスセンターは2ヶ所、アクタ西宮ステーションの計8ヶ所です。

(黒木副会長)

昨年のパブリックコメントの募集について、素案を置くところが少ないし、取りに行くのが遠いという声がありました。公民館は24公民館が中学校区ごとに配置されていますよね。そこに置いていただければ、広く市民の目に触れるのではないかと思います。一点集中に素案を置くより、市民の目が届くように広く伝わるようにする必要があります。ホームページから印刷するという方法もありますが、量が多いものもあります。配布先に公民館も入れていただければと思います。

(中川会長)

公民館に置けばいいのではないかとご提案ですが、何か配慮はありますか。

(津田G長)

素案の配布先は、支所、サービスセンター、ホームページですが、どこまで所管課が出来るか、勘案する必要があります。ただ逆に支所ではほとんど見ていない、資料を持ち帰っていないということもあります。広く周知していくことは必要だと思いますが。

(黒木副会長)

1 つの支所に多く置くより広くまんべんなく市内全域に置いたほうが、興味をもつ人の目に届きます。本当に周知したいのなら、そうしてほしいです。

(津田 G 長)

所管のほうでも素案がどうしてもほしいという問い合わせがあれば、郵送するなど対応しています。所管でどこまで対応していいのか考えないといけません。ただ、周知については厳密に形を決めてしまうと、それを絶対守らないといけないということになりますので、私ども事務局は最低限ここまではやってくださいねというスタンスです。その辺については、他の自治体などを確認していきたいです。

(米田委員)

パブリックコメントの動機付けというか、どこで知ったかという調査は行いましたか。例えば市政ニュース等です。

(津田 G 長)

パブリックコメントに限った調査はしていません。

(米田委員)

人によってパブリックコメントを知った機会は違うと思います。

(中川会長)

今の話は当事者原則が一番重視されるべきだと思います。例えば沿道整理といった場合に、その地区の住民には案の周知を絶対にしないとダメです。それプラス最低基準として各支所や庁舎には案を設置しないとダメです。それに対し公民館に置かないといけないというのは一般原則ですね。どれだけ一般に広く周知するかという横の原則ですから、コストの問題、あるいは先ほどおっしゃったようにどこでパブリックコメントを知ったか調査して、次のスタンダードを決めることが必要です。なんでも広く広報すればいいということではないです。広げればいいというわけではないです。市政ニュースを見ないという人もいればホームページでダウンロードするには 100 ページもあり億劫だという人もいますのでもっと研究したほうがいいですね。広ければ広いほうがいいというのは間違っていると思います。コストがかかるからです。どれが一番有効かという観点で考えたらいいのではないのでしょうか。

議題 平成 21 年度の参画と協働の取り組みについて

(中川会長)

では、次に議題 平成 21 年度の参画と協働の取り組みについて、事務局から説明させていただきます。

(津田 G 長)

それでは、説明してまいります。先日郵送した資料をご覧ください。

市民向けとしましては、1.「参画と協働のまちづくりアンケート」について、暫定版を皆さんに配りました。完成版を今回配ろうと思ったのですが、まだ修正するところがありますので、後日配布させていただきます。参画と協働のまちづくりの基礎資料とするために、無作為に抽出した 3000 人の市民を対象に市民アンケートを実施しました。これは毎年するものではないですが、条例の見直しなどもあるので、平成 23 年度にも実施して、参画と協働の周知状況などの数値をつかんでいきたいと考えております。

2. 平成 21 年度の「参画と協働の取り組み一覧」の取りまとめについては、庁内において照会を行い、まとめたものを 7 月に公開しております。

3. NPO と行政の協働講座については、NPO に対し参画と協働、特に NPO と行政がどのように協働事業をしていくか、制度について高木センターで講座を行いました。これはにしのみや NPO 協会の事業の中に入れさせていただいた形で実施しました。

4. にしのみやまちづくりフォーラムでは、中川会長に「まちづくりは市民が主役」という題でご講演していただきました。参加者数は約 100 名でした。参加者は自治会の方が多く、「中川先生の話が参考になった」、「講演を聴いて元気になった」などの意見がアンケートの中で多数寄せられていました。

5. 西宮タウンミーティングについて、これは先日説明させていただきましたが、局長級職員が地域に直接出向いて市の政策、施策を PR するとともに、地域の課題や問題点などについて意見交換を行い、課題の解決に向けての方向性を話し合いました。局長級職員が約 14 人出席しました。参加団体は連合自治会や PTA、青愛協などが地域団体として入っております。ただ実施方法については今後要検討です。出席者から出された意見につきましてもいろいろありました。重要な課題としては、個人情報保護の影響でなかなか名簿が作成できないので地域活動に苦慮しているということでした。

6. 大学生との懇談会については、平成 21 年度については関西学院大学、武庫川女子大学、甲南大学西宮キャンパスで実施しました。市側の出席者は、4 人と書いてあるところは、総合企画局長、田村企画総括室長、私、武林主事です。最後の 9 名というのは、学生側の出席者が 16 人と多かったので、市側も若手職員を集めて意見交換をしました。若い人達の考えとして、情報発信の方法については、市政ニュースはあまり読まず、携帯電話のメールで情報を入手しているなど、そういったことを検討していったらいいのではないかという意見が出されました。

次に、職員向けの取組として、1. 新入職員研修については、今年度の新入職員に対し条例や取組について説明いたしました。

2. 新任係長研修については、今年度係長となりました 97 名に対して研修を行いました。

3. 新任課長研修について、今年度新たに実施した研修ということで、52 名の新任課長に対し研修を行いました。

4. 行政経営改革等推進本部市民参画部会では、8 月 27 日に庁内の市民参画に関連する部局を集め、20 年度の実績、21 年度の事業予定、その他情報交換という形で実施しております。

その下部組織として設置している 5. 行政経営改革等推進本部市民参画部会ワーキングルー

プについては、若手職員に集まってもらい、参画と協働の条例の推進を図っていただくというようにも含めまして構成したメンバーなのですが、9月15日にワーキンググループを開催しました。そして10月にも開催しておりますのは、一年任期となっていたことから、10月16日に新しいメンバーで開催しております。

その他の取組といたしまして、1. アダプト・プログラムの勉強会ということで、西宮市としてもアダプト・プログラムを進めていく必要があるということで、10月20日に、勉強会を実施し調整しているところです。また、他市への調査など研究が必要と考えています。

2. アダプト・プログラムについての実態調査について、11月25日から実態調査を行い、どのような形で取り組まれているか、庁内で実質的なアダプト・プログラムがないか確認させていただきました。

3. 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会について、委員公募を行い、8月に第1回、10月に第2回、そして本日が第3回ということで開催いたしました。

平成21年度の取組の説明は以上です。

(中川会長)

ありがとうございました。それでは、ご意見等あればお願いいたします。

(黒木副会長)

大学生との懇談会について、学生の参加は、どのような形で学生が集まったのですか。

(津田G長)

それぞれ形態が違ってまして、関西学院大学では研究推進社会連携機構という組織があり、そこに趣旨説明をしたところ、地域活動に興味のある学生を集めたほうが、議論が建設的になるだろうとのことで、フィールドワーク西宮、フィールドワーク宝塚の講座を受講している学生やインターンシップで西宮市に来た学生を選んでいきます。また、公募もしてもらいました。

武庫川女子大学では、学生の自治会の関連組織に声をかけて集まってもらいました。

甲南大学は、マネジメント創造学部長が学生に対して「西宮市に貢献が出来ること」というテーマを与え、1月にはプレゼンを行うという課題を与えていました。それに興味のある学生に集まってもらいました。1月のプレゼンにも私が参加しましたが、学生の皆さんは1回生なりに国際交流などの様々なジャンルでプレゼンテーションをしていました。

(中川会長)

他には何かありませんか。

(米田委員)

大学生との懇談会について、これとは別に県が主催した大学と地域連携のシンポジウムというのがありました。1回目は関学、2回目は武庫川女子大学でした。これはゼミと地域のつながりということで、事例発表をして単位を取得するというものでした。私は2回目に参加しました。ゼミ対地域の関係で生き生きとした発表でした。こういう取組と西宮市の取組をドッキン

グできないものか、つまり、ゼミに対する呼びかけが出来ればもっと関心を得るのではないのでしょうか。大変盛り上がりのある会合でしたので、ぜひそういうものにコンタクトをとってやられたらと思います。目的は同じだと思います。

アダプト・プログラムに関することでは、アダプト・プログラムの実態調査はどのようなものですか。私もアダプト・プログラムのような活動を調べましたら、夙川の河口に30年間市民が夙川をきれいにする取り組みをやっていて、メンバーは50人ぐらいで43号線から海までの間をきれいにしています。ですが、ひとつの団体だけでなく、もっと上流の人を巻き込むことが、アダプト・プログラムでできないものですか。30年の歴史にしてはメンバー50人はさびしいです。確かに夙川はきれいになりましたが、上流の人々も加えることができないのでしょうか。

(中川会長)

夙川の活動はアダプト・プログラムと関係なしにやっているのですか。

(津田G長)

そうです。夙川をきれいにする会が清掃活動をしているのですが、参画・協働推進Gも夙川と一緒に掃除をしたことがあります。夙川の清掃は、アダプト・プログラムといわれる以前から活動を行っていて、今は公園緑地Gから委託を受けています。

(米田委員)

この活動をもっと広げることにはできないかと思います。30年やってもったいないと思います。もっと上流に同じ志を持っている人と協力できないかと思います。

(津田G長)

そうですね。夙川をきれいにする会も人材不足で高齢化になっていると聞いているのですが、この前倉庫の前で活動内容の張り紙を掲示したらマンションの人達が子どもを連れて参加してきたと聞いております。情報の提供が行政の方に必要なのかなと思います。もっとアダプト・プログラムについて研究をしていき、例えば夙川の活動を広げるために行政が周知していく方法もあるかと思います。

(米田委員)

呼びかければ絶対参加すると思います。

(津田G長)

もっと制度を研究して、関係課と協議していきたいです。

(米田委員)

実態調査の結果はどうだったのですか。

(津田 G 長)

今お示しできる資料があったらよかったです。公園において委託料で地域の人達にやっ
てもらおうという事業がありました。ほかには、図書館の花壇をきれいにするなどの事業が挙が
ってきました。ただ、事業数としては少なかったです。13 事業でした。ただ、13 事業といっ
ても全市的な公園清掃についても 1 事業にカウントしております。ですから公園については広く、
実質的なアダプト・プログラムの取組がなされています。

(中川会長)

では、また実質的なアダプト・プログラムの実態調査の結果の資料はいただけるのですね。

(津田 G 長)

はい。

(中川会長)

今の話はアダプト・プログラムを後追いで上に乗っけて、何らかの支援をすることは可能だ
と思います。その可能性があるかどうか 1 回調べていただいて、皆さんにご返答してはいかか
でしょう。

(津田 G 長)

分かりました。

(中川会長)

ボランティアをがんばっている団体は、いわゆるニューカマーの市民から見ると、「前から皆
さん仲良くやっていて、私たちは入れない」という雰囲気を持っています。ですからがんばっ
ている歴史の長い団体であるほど、どなたでも活動に参加できることをアピールする必要があ
ります。仲良くなると、「私は入れない」という思いを持ちます。公園デビューみたいなもの
です。

議題 平成 22 年度の参画と協働の取組みについて

(中川会長)

それでは平成 22 年度の話に移ります。平成 22 年度の説明をお願いします。

(津田 G 長)

それでは、お配りした資料の「平成 22 年度参画と協働の取組予定一覧」をご覧ください。

まず市民に対する啓発・PR ということで、市政ニュースその他広報、地域説明会、大学生と
の懇談会、講演会・協働事業事例報告会という形で表示しております。市政ニュースについて
は、参画と協働の取組予定一覧、結果一覧の掲載、タウンミーティングなどの周知のため、こ
ちらに表示しました。

4 月に参画と協働の取組予定一覧は庁内で照会します。6 月の結果公表については、委員の皆

様に評価していただいた内容も踏まえまして掲載する形で考えております。

2番の地域説明会は随時、こちらから声かけをしていきたいです。

3番の大学生との懇談会は市内に10大学あるので声かけをして進めていきたいです。

4番の講演会・協働事業事例報告会は10月末をめどに開催していきたいです。内容についてはこれから考えていきますので、委員の皆様からもアドバイスがあれば、お願いいたします。

その次の職員の意識改革ということで、まずは5番の市民参画部会では、取組の内容確認と情報交換をしていきます。

6番のワーキンググループについても、同じです。

7番の職員研修は、4月に新入職員研修、新任係長研修、5月に新任課長研修ということで研修していきたいと思っております。1~2月の職員研修については、今年度は中川会長に講演をしていただいて、実務研修は、今年度は2月の18、19日に実施する予定で作業を進めています。事務手続を説明するだけでなく、実際のパブリックコメント、協働事業に取り組んだ所管課による事例説明を行います。参画・協働への抵抗感をなくすための工夫をしております。22年度も同じように実施していく予定です。

条例関係では、8番の評価委員会については第1回目と第2回目が接近していますが、参画・協働の取組について評価をしていただいて、報告書の確認が必要だと思っております。またこの1回目と2回目の連続性について皆様からご意見を頂きたいと考えています。第3回目は中間説明になります。第4回目は報告になります。他には政策提案があれば、市と提案者の意見調整について臨時に開催していきます。日程については別途調整させていただきたいと思っております。

9番の参画・協働の取組予定・結果一覧では、取組予定については3月中に照会をして、4月中の公表を考えています。4月以降に取組の結果についての調査を行い6月に結果を公表したいと考えております。

協働では、10番目の協働事業提案の募集は平成22年3月1日から3月31日を強調月間のように取り扱い募集します。その結果を検討結果の通知という形で4月上旬にさせていただく予定です。これは、提案を希望される方より4月から実施したいとの声があったからです。また、3月以降は募集しないというわけではなく条例では随時受けられるようにしてあります。なお、協働事業助成金として今年度は100万円を予算化しておりました。平成22年度の予算はまだ決定していませんが、まちづくり支援自販機から20万円の寄付があり、120万円が助成金になる予定です。

11番の西宮タウンミーティングについては、未定と書かせていただきました。これは今後タウンミーティングをどのような形態で開催していくか協議を重ねていきますので、未定とさせていただきます。

12番は市の内部の話ですが、市議会がこのように開催されるであろうという予定です。

以上が、平成22年度の取組予定です。

説明は以上です。

(中川会長)

意見などありましたら、お願いします。

(中川会長)

では私のほうから言わせていただきますが、協働事業助成のプロセスはどうなっているのですか。

(津田 G 長)

まず助成金とは別に協働事業提案をしていただきます。助成金ありきというよりも、提案を受けてから、所管とすり合わせをします。例えば、にしのみや子ども農業体験ツアーでは、提案団体が農家とのマッチングが出来ないので市がマッチングを行い、また、提案団体に農業についての知識がないため、農政課と調整しました。そして協働事業を実施することが合意に達してはじめて助成金の申請を行います。

(中川会長)

助成金の審査はどこで行いますか。

(津田 G 長)

助成金の審査は内部で行います。助成金の対象になるかどうかについて審査します。

(能島委員)

来年度には、協働事業提案手続のほかに政策提案手続や政策公募手続など条例にある各手続の実績があったほうがいいと思います。政策提案手続については市民側が提案するので数を伸ばすのは難しいと思うのですが、政策公募手続等は所管に促進する取組をすればいいのではないですか。

(津田 G 長)

政策提案手続はいろいろ PR するものの、全国的にも事例がないということもありまして、今後色々と考えていかななくてはと考えております。政策公募手続では、この手続の中に市からの協働事業の提案は条例の運用上入っておりませんが、市からの提案の事業は各所管で公表がうまく出来ず、知名度が低いです。たとえば、男女共同参画推進課や中央公民館の市民企画講座など単独では情報提供力が弱いのです。また来年度では文化でも協働で事業をやるということですが、そういったものを活用して公募ということで市民の皆さんにもっと PR していく考えです。

条例で行う公募については、今後とも研究していきたいです。

(川東委員)

今の文化の関係での事業の話についてですが、アプリ甲東の上にホールがありますよね。前は市が管理して、今は指定管理なのですが、そこで音楽活動をやっている、協働とした場合はホールを無償で貸し出すということを市がやっているのですが、ほとんど知られていなくて、会場の人もどのようにアピールしていったらいいか分からなくて相談がありました。そしてこ

の前、社会福祉協議会と音楽活動をされたのですが、アピールが出来ていません。いい活動なのに人が集まらないのです。広報活動を市民に分かりやすくできないですかという話がありました。

(中川会長)

今の話は重要ですね。平成 21 年度の協働事業提案一覧に 12 事業あるのですが、先程の説明をそのまま捉えると、どんな提案があっても構わないけど、担当部局とすり合わせて、担当部局がやると決めたら採用という形になっていますよね。その仕組みは原始的になっていますね。何が言いたいのかといいますと、先程の川東委員の話のように、市民が地域社会や公益にかなうことを、行政を頼りにせずに市民の力だけでやろうというときに、いろんな壁にぶつかり、行政の助けがあるときに、行政はどのように助けないといけないのかというガイドラインがないのです。思いのほか、色んな事業を見ると、とても細かなガイドラインをつくらないと市民はわからないと思います。また、行政もわかっていないと思います。こういうことを協働事業でやったら、行政も市民も得するということがたくさんあると思います。

また、今考えていたのですが、行政がやりたいと思っても、行政にその能力・人材がないので、行政の事業を市民が代わりにやってくれるかというものは委託料を払っても構わないのです。例えば、公民館講座で市民の自主企画講座があるじゃないですか。この公民館の講座の組み立ては前から参画と協働になっています。このような行政が本来やらないといけないけれども、人材・ノウハウもないことを住民に助けてもらうというケースもあります。逆に住民がやりたいけれども、行政が担保する責任がないもので、住民の責任でやるのなら場所くらい貸すというのも協働事業です。その辺が、住民ももうひとつ見えていないと思います。またマーケットでも行政でも供給されないサービスがあります。そのような中間の事業もあるのです。これはかなり複雑なものです。

(川東委員)

今言われた中で、西宮ですっと活動している人達が西宮市で場所を借りたくても抽選になり、当たるかも分からず、当たったとしても、出演者が参加することができない時間帯だったりします。西宮市で活動している人を優先的に使用できるようにしないといけないと思います。ホールも利用してもらうために広く募集しているのですが、かえって地元の人達が使用できなくなっているということもあります。せっかく、そういうシステムがあるのに、そのシステムに乗れなくなっています。そういうことも、考えていただきたいです。

(中川会長)

つまり、協働事業として採択される方向になったら、公共施設の利用の優先度を上げないといけないということですね。その前にそのための枠を取っておかないといけないということですから、例えば半年前から押さえとくということになりますね。

(川東委員)

抽選するのは半年前からです。予定となるのは、事業計画が4月からあがっていきますよね。もっと前から予約して優先的に使用できるのならいいですが、抽選の受付はやはり半年前からで、抽選が当たっても、そこから半年で企画を持っていくのは、また難しくなってくるので、その辺りをどうにかできないかなと思います。

(中川会長)

施設の予約は難しい問題です。先予約は市民から批判がありまして、2ヶ月前までになりました。

(川東委員)

2ヶ月前ぐらいでできるものならいいですが、出演交渉などをやっている、やはり1年ぐらい前からのほうがいいです。

(中川会長)

舞台製作に関わるものなら1年前からおさえておかないといけません。その辺は、ホール関係者の常識として知られていますよね。

(川東委員)

今回の問題は実際にあった話なのですが、何とかクリアしていきたいです。

(中川会長)

その前の問題ですが、協働事業として採択された場合における、公共施設の優先的な利用についてルール化というわけですね。また、その辺についても、研究してはどうでしょうか。

(津田G長)

はい。その問題についてもいろいろあると思いますが、予約の先取りをしすぎると、ふたを開けたら、そこら中で予約が埋まるということもありますね。

(川東委員)

ほかの問題で、例えば、西宮北口にアクタ西宮がありますよね。そこで、西宮に貢献している団体が毎年文化祭の一環で市民ギャラリーにおいて事業をされているのですが、抽選で当たらなくて、最終的に1月にやることになりました。本来去年の11月にするところを抽選で当たらなくて、一貫性が薄れていってしまいます。西宮市に貢献していても、事業ができないというのはどうかと思います。

(津田G長)

そういうことも踏まえて、またどういう方法があるか考えていきたいです。

(中川会長)

平成 21 年度の協働事業について、理屈をつけるとどれも公共性があります。ただ、具体的にどういう公共性があるか説明をつけると市民が理解できると思います。例えば、西宮船坂ビエンナーレは地方活性、文化事業のほかに市民開発、文化レベルの向上があると思いますが、そういう説明を担当部局がしてくれるといいと思います。

(津田 G 長)

この提案の一覧は提案者からの説明を入れているものですから、最終的な公表の段階になったら、皆さんに見ていただいて効果が上がるような内容にする必要はあると思います。

(中川会長)

コツとしては、公共性が高いかを説明する項目があると思うのですが、その一言で終わらせないようにすることです。どういう公共性なのか因数分解してほしいです。公共性といっても、地域の信頼関係が増えていく、地域の人間関係が豊かになる、地域の安全につながるなどの説明で公共性の意味が分かるようになります。「ブラジル映画上映会」もブラジル出身の市民がいるはずですよね。「ブラジル出身の市民が西宮市民の中に何人あるんや」という悪口を言う人もいるかもしれませんが、社会的少数者に対してこそ文化的アイデンティティーをしっかりと確保してあげて、それを支える市民社会なんだというメッセージを送ることが国際人権規約の少数者保護の精神につながります。他にも例えばメキシコ出身やフィリピン出身の方もいれば、また事業をやっていくための糸口になるという説明もできます。ですので、公共性については結構奥深い説明が必要です。「ナシオン創造の森」も実習林と実習指導で何をつくり、どういう公共性があるのかという問いには、「自然が大事だ」ということでは分かりません。自然が大事という理念論、イデオロギーに走りますが、自然を大事にしようということを広めるとともに、指導員や意識の高い人を生産する、つまり人材生産だと説明すればいいと思います。

協働事業はブレイクダウンして分かりやすくすることと究極には社会的資本形成です。技術開発、文化育成、伝統、ルールの蓄積につながると説明すればいいのです。ただし、法律にないから市民の責任で実施する公共事業です。ですから、その辺りの説明方法を今後考えていかないといけないですね。「絵本で子育て親育ち」についても、図書館がやっているというかもしれません。その場合は図書館がやるべきことと、市民がやっていることのレベル差を埋めるための研修をやったり、それを市民的に展開できるようもっと人を増やそうということになると、手を結べますよね。場合によっては行政と縄張り争いをするようになります。

(津田 G 長)

はじめこの事業も市と NPO の縄張り争いになるのではという雰囲気がありましたが、実際提案者と打合せをしてみると、絵本の楽しさ、良さを子育てする親に伝えるという中身でした。それだったら図書館も協働事業としてできるという話になり、まとまっていったのですが、そういう説明ができないといけません。

(中川会長)

千里ニュータウンの公民館で、中国からの帰国者の家族のために日本語の読み書き教室を地域のボランティアが有料でやっていました。ですがこれは国際人権規約の市の人権基本方針から言ったら市の行政責任ではないかと指摘され、公民館事業で、直営でやるということになりました。直営事業ということになると、プロの講師を JICA から呼ぶことになりました。公民館事業でやる講座は無料で、いい講師で、いいテキストで行うということで、これまで有料で市民が一生懸命ボランティアでやっていた講座がなくなってしまったのです。

これでいいのかという議論になりました。これは、本来の順序を間違えました。市民ボランティアも交えてどういう企画でやるかを考えて、当事者である帰国者の人達の意見を聴いてどういう仕組みでやるのかということを考えてスライドしていくべきでした。協働事業と一言でいうけど、いろいろな穴があり、いろいろな縄張り争いが起こりうるわけで、これからそういった協働のノウハウを積み上げる必要があります。

(津田 G 長)

今年度から始まったものですから、事例を積み上げる必要があると思います。

(中川会長)

他に意見はありませんか。

それでは平成 22 年度の参画と協働の取り組みについては以上です。

4. その他

(中川会長)

それでは、何か皆さん意見はないですか。

一同、意見なし。

5. 事務連絡

(中川会長)

それでは、事務連絡があれば。

(津田 G 長)

今後平成 22 年度の評価委員会についての日程調整をいたしますが、基本的には先ほどのスケジュールにあったように、5 月中旬に開催できたらと考えております。報告書をどうするかということを踏まえまして、連続性を持った形の評価委員会をお願いするかもしれません。

(中川会長)

報告書の記入はいつになりますか。

(津田 G 長)

4 月下旬までには全部の事業について整理してお送りいたします。参画、協働ともに事業数が多いですので、まず皆様に見ていただきたいと思います。また、意見提出手続については、時間がありましたら市のホームページで事業の概要を見ていただいたら、とっつきやすくなるかと思います。ただ、協働事業についてはホームページにアップしているものはありませんので、まとめてお渡しするという形になると思いますが、ご了承いただきたいと思います。

(中川会長)

参画手続と協働事業の評価票については我々が書くのはコメントですか。

(津田 G 長)

参画手続についてはコメント、協働事業については、事業の名称、提案団体、関係団体、事業費、市の負担額は事務局で記入しますので、そこから下の部分が記入部分です。

(中川会長)

コメントにあたり、先程の議論は必要になります。

(津田 G 長)

こちらでまとめたものを一覧にして 1 回目の評価委員会でお渡しして、そのときにどのようにすり合わせるのかということを議論していただきます。1 回では少々難しいと思います。2 回くらいになると思います。ちなみに宝塚市のパブリックコメント審議会ではすり合わせに 4 回程度実施されました。西宮市では事務局で報告書的な評価書のある程度作りまして、それでたたき台を出して、できるだけ少ない回数で議論していただけたらと考えております。

(中川会長)

私が少し出過ぎた発言をさせていただいたのも、報告書を作成するという話を聞いていたので、その過程で研究するべき課題が出てくるかもしれません。その中で、私が先ほど言ったことを掘り下げないと、いい意味での手引書にならないと思います。その手引書を見て、申請や案の修正などのやり方をわかっていたらいいかなと思います。事例は積み上げていったらいいですが、評価については、「市ができないから、私達がやってやる」というところで止まるとはいけません。どうすれば市にとっても我々にとっても得か、Win-Win の関係をつくれるかが協働事業ですからね。

(津田 G 長)

資料についても、報告書というものは宝塚市では公表しておりません。パブリックコメントを所管したところに送付しているようですが、西宮市では公表という形ですので、その辺についても考えていく必要があります。皆さんに作成していただく評価票については、事業の担当部門に示していきます。

6. 閉会

(中川会長)

はい。ありがとうございました。次回の委員会もよろしくお願いいたします。
では、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

